



募集

生涯学習県民大学・書道講座受講生

昨年に引き続き、地域のみなさんの生涯学習のお手伝いをするために、下記のとおり『書道講座』を開設します。

ご希望の方は、志布志高校『県民大学事務局』へお申し込みください。

【学習内容】楷書・行書の書法、色紙、水墨画、年賀状など

【期間】平成14年5月から
平成14年11月まで
(第1回書道講座5月18日)

【時間】第1・第3土曜日の
14:00から16:30まで

【対象者】20歳以上の一般成人

【募集人員】30人(定員になり次第、締め切らせていただきます。)

【場所】志布志高校 書道室

【講師】永山南糖先生
(志布志高校、串良商業高校書道講師)

【受講料】無料

《申し込み・問い合わせ先》

志布志高校『県民大学事務局』

TEL 0994-72-0200

FAX 0994-73-2913

お知らせ

心身障害児(者)の短期入所(ショートステイ)について

障害児(者)の方は、保護者が病気や旅行などで一時に介護ができなくなった場合や、保護者の休息が必要な場合に、近くの障害児(者)施設に短期間入所することができます。

【利用できる方】

在宅の身体障害児(者)、知的障害児(者)。

【利用できる期間】

1回当たり連続7日間まで。(日帰りもあります。)やむをえない事情があれば

延長できます。

【利用できる対象】

冠婚葬祭、農作業、出張、病気、学校などの行事への参加、旅行、休息など。

【手続】

次のものをそろえて大崎町役場福祉保健課福祉係、または野方支所に申し込んでください。

- ・短期入所申請書(大崎町役場または野方支所にあります。)
- ・健康保険証
- ・身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書など
- ・印鑑

【利用料(1日あたり)】

・重度障害 1,550円

・中(軽)度障害者 2,210円

【利用できる施設】

・あいのさと、恵誠園 大崎町
・みひかり園 串良町
・すみよしの里 未吉町
・光祐の里 東串良町
など

《問い合わせ先》

大崎町役場福祉保健課

76-1111(内線144)

重度身体障害者自立促進事業 (自動車燃料費助成)の 登録について

低所得の重度身体障害者(下肢・体幹障害)が自ら運転する自動車の燃料費を助成し、社会参加を容易にして、自立を促進するものです。

【助成対象者】

次のすべてに該当する方です。

ア 下肢または体幹不自由により身体障害者手帳1,2級の交付を受けている方(上肢3級以上と下肢4級以上の重複による2級も該当します。)

イ 自己所有車を自ら運転する方
ウ 前年分の所得税が非課税の方
エ 生活保護を受けていない方

【助成額】

1年間(1月から12月まで)の燃料使用量に助成単価(ガソリン40円/リットル、軽油18円/リットル)を掛けた金額。ただし、年間180リットルを限度とします。

【登録手続】

次のものをそろえて大崎町役場福祉保健課福祉係、または野方支所で手続きをしてください。

- ・登録申請書(大崎町役場または野方支所にあります)

・身体障害者手帳

・運転免許証

・車検証

・印鑑

《問い合わせ先》

大崎町役場福祉保健課

76-1111(内線144)

確定申告が間違っていたときなどは

所得税や消費税及び地方消費税の確定申告書を提出した後で、その記載内容に間違いがあることに気付いたり、うっかりして確定申告書の提出を忘れている方はいませんか。

間違いなどに気付いた場合には、次のような手続きをとる必要があります。

◎申告した税額が誤っていた場合

申告した税額が少なかったり、還付を受けた金額が多すぎた場合には、『修正申告』により正しい金額に訂正する必要があります。

修正申告を行った場合には、原則として過少申告加算税が10パーセントかかりますが、自主的に修正されると、過少申告加算税はかかりません。

また、申告した税金が多すぎたり、還付を受けた金額が少なかった場合には、『更正の請求』により正しい税額に訂正することができます。

『更正の請求』ができる期間は、平成13年分の所得税の確定申告の場合は平成15年3月17日まで、平成13年分個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告については平成15年4月1日までです。

◎確定申告を忘れていた場合

確定申告をしなければならない方が申告書の提出を忘れていたときは、申告期限を過ぎていても速やかに申告書を提出する必要があります。

期限を過ぎて申告を行った場合15パーセントの無申告加算税がかかりますが、自主的に申告されると、5パーセントに軽減されます。

なお、『修正申告』、『更正の請求』等の手続きなどでわからないことがありますたら、最寄りの税務署や税務相談室にお気軽に尋ねください。

《問い合わせ先》

大隅税務署

TEL 0994-82-0007

税務相談室

TEL 0994-82-0174